

TPR

【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染リスクを避けるため、**本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送もしくはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。詳細は「新型コロナウイルス拡大防止への対応について」をご参照ください。**

また、例年どおり株主総会での株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 開催日時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時
- 開催場所** 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室
(末尾の会場案内図をご参照ください。)
- 議 案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件

第87回 定時株主総会

招集ご通知

目 次

第87回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(提供書面)	
事業報告	16
連結計算書類	43
計算書類	46
監査報告	49

T P R 株式会社



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6463/>



第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本年は新型コロナウイルス感染防止に向けて、株主の皆様の安全・安心を最優先に、本株主総会へのご来場を極力見合わせていただき、書面またはインターネット等による議決権の行使をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 新丸の内センタービル 10階 当社 本社会議室 (末尾の会場案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第87期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件</p>
4 議決権行使についてのご案内	2頁～3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	下記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。 ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.tpr.co.jp>)

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

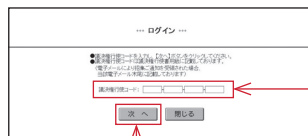
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

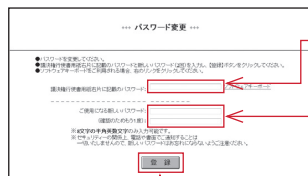
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第87期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

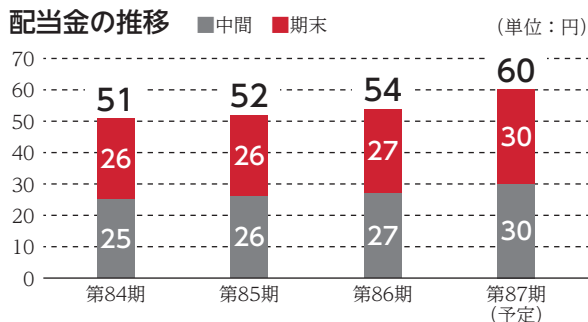
当社普通株式1株につき金 **30円**
配当総額 **1,067,410,260円**

なお、当期は1株につき30円の中間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき60円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

<ご参考>



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

以下の理由により、定款を一部変更するものです。

① 剰余金の配当等の決定機関

機動的な資本政策及び配当政策を図ることを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議においても行うことが可能となるよう変更案第36条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び現行定款第38条（中間配当）を削除し、現行定款第37条（剰余金の配当の基準日）を変更するものであります。

② 取締役会の招集権者・議長の見直し

取締役会の招集権者・議長について、柔軟な選定を可能とするよう現行定款第22条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現行定款	変更案
第1条～第6条 (省略)	第1条～第6条 (変更なし)
(自己の株式の取得) 第7条 当社は会社法第165条第2項の規定により、 <u>取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第21条 (省略)	第7条～第20条 (変更なし)
(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>代表取締役が招集し、その議長となる。</u> 2 <u>代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って取締役会を招集し、議長となる。</u>	(取締役会の招集権者及び議長) 第21条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2 <u>前項により議長となるべき取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

現行定款	変更案
<p>3 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第23条～第36条</p> <p>(省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第39条</p> <p>(省略)</p>	<p>第22条～第35条</p> <p>(変更なし)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とし、<u>中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第38条</p> <p>(変更なし)</p>

第3号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況	
1	すえひろ 末廣 ひろし 博	代表取締役 会長兼CEO	(株)ファルテック取締役会長	再任
2	きし 岸 まさのぶ 雅伸	代表取締役 社長兼COO	(株)ファルテック取締役	再任
3	とみた 富田 けんいち 健一	代表取締役 取締役会議長	—	再任
4	やの 矢野 かずみ 和美	取締役 専務執行役員	生産部門担当（リング、焼結）	再任
5	からさわ 唐澤 たけひこ 武彦	取締役 常務執行役員	海外事業部門担当	再任
6	い い 伊井 あきひこ 明彦	取締役 常務執行役員	営業部門担当	再任
7	つるた 鶴田 ろくろう 六郎	取締役	弁護士 KYB(株)取締役	再任 社外 独立
8	ほんけ 本家 まさたか 正隆	取締役	—	再任 社外 独立
9	かとう 加藤 としひさ 敏久	取締役	—	再任 社外 独立

候補者番号

1

すえ ひろ
末廣ひろし
博

再任

生年月日

1958年9月11日

所有する当社の株式数

1,000株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号

2

きし
岸まさ のぶ
雅伸

再任

生年月日

1953年3月1日

所有する当社の株式数

33,900株

在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1981年4月	(株)富士銀行入行	2015年4月	同行専務執行役員米州地域ユニット長
2003年5月	(株)みずほ銀行水戸支店長	2017年4月	同行副頭取執行役員米州地域本部長
2004年9月	(株)みずほコーポレート銀行欧州営業第一部長	2018年5月	当社副社長執行役員
2006年4月	同行欧州業務管理部長	2018年6月	取締役副社長執行役員
2008年4月	同行執行役員営業第七部長	2019年6月	(株)ファルテック取締役会長(現任)
2011年4月	同行常務執行役員アジア・オセアニア地域統括役員	2019年6月	代表取締役会長兼CEO(現任)
2014年4月	(株)みずほ銀行常務執行役員米州地域ユニット長		

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役会長

取締役候補者とした理由

末廣博氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社副社長執行役員を経て代表取締役会長兼CEOを務め、金融・財務への豊富な経営経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2012年6月	取締役常務執行役員焼結技術部長
2000年6月	品質技術部長	2014年6月	取締役専務執行役員
2001年10月	生産技術部長	2016年6月	取締役専務執行役員経営企画室長
2004年10月	技術開発部長	2017年6月	代表取締役社長兼COO(現任)
2006年6月	技術企画室長	2018年6月	(株)ファルテック取締役(現任)
2007年6月	執行役員技術企画室長		
2009年8月	執行役員技術企画室長兼製品開発部長		
2011年6月	取締役常務執行役員技術企画室長		

重要な兼職の状況

(株)ファルテック取締役

取締役候補者とした理由

岸雅伸氏は、当社技術部門を長く歴任した後代表取締役社長兼COOを務め、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

とみ た けん いち
富田 健一

再任

生年月日

1949年6月28日

所有する当社の株式数

50,400株

在任年数

9年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号 4

や の かず み
矢野 和美

再任

生年月日

1957年2月8日

所有する当社の株式数

7,600株

在任年数

3年

取締役会出席状況

15/15回

略歴、当社における地位及び担当

1973年4月	(株)富士銀行入行	2008年6月	同社取締役専務執行役員
2001年6月	同行執行役員ロンドン支店長	2010年4月	同社取締役
2002年4月	(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員	2010年6月	当社常勤監査役
2002年6月	同行理事	2011年6月	取締役副社長執行役員
2002年10月	(株)損害保険ジャパン理事	2015年6月	代表取締役会長兼CEO
2003年4月	同社執行役員	2018年6月	代表取締役取締役会議長(現任)
2004年4月	同社常務執行役員		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

富田健一氏は、他社役員を長期にわたり歴任後当社代表取締役会長兼CEO等を務め、豊富な経営経験と当社事業への幅広い知見を有していることから、TPRグループのコーポレートガバナンスの強化を推進するとともに、業務執行の監督を行うに適任であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1982年8月	当社入社	2013年12月	執行役員長野工場長
2006年6月	長野工場生産技術部長	2017年6月	取締役常務執行役員兼TPR工業(株)代表取締役社長
2009年6月	技術開発部長	2019年6月	取締役専務執行役員(現任) 生産部門担当(リング、焼結)
2011年6月	長野工場生産技術部長		
2012年6月	執行役員長野工場長兼生産企画室長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

矢野和美氏は、当社生産部門を長く歴任し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 5

から さわ たけ ひこ
唐澤 武彦

再任

生年月日

1959年4月15日

所有する当社の株式数

3,200株

在任年数

3年

取締役会出席状況

13/15回

略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	(株)富士銀行入行	2012年7月	海外事業部付主幹帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司出向(総経理)
2007年7月	みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 天津支店長	2014年6月	執行役員海外事業第二部長
2010年7月	当社出向(総務部付主幹)	2017年6月	取締役執行役員
2011年9月	当社海外事業部付主幹帝伯環新国際貿易(上海)有限公司出向(総経理)	2018年6月	取締役常務執行役員(現任)海外事業部門担当

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

唐澤武彦氏は、海外事業部門の要職を歴任しており、金融・財務を中心に豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1990年11月	当社入社	2018年4月	執行役員(日系営業担当)
2009年6月	名古屋営業所長	2019年6月	取締役常務執行役員(現任)営業部門担当
2014年6月	営業企画部長		
2015年6月	執行役員日系営業担当		
2017年9月	執行役員(日系営業担当)営業企画部長		

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

伊井明彦氏は、当社営業部門を長く経験し、TPRグループの製品及び事業への幅広い経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 6

い い あき ひこ
伊井 明彦

再任

生年月日

1960年9月11日

所有する当社の株式数

4,400株

在任年数

1年

取締役会出席状況

10/12回

候補者番号 7

つる た ろく ろう
鶴田 六郎

再任

社外

独立

生年月日

1943年6月16日

所有する当社の株式数

3,600株

在任年数

13年

取締役会出席状況

15/15回

候補者番号 8

ほん け まさ たか
本家 正隆

再任

社外

独立

生年月日

1945年6月9日

所有する当社の株式数

800株

在任年数

4年

取締役会出席状況

13/15回

略歴、当社における地位及び担当

1970年4月	東京地方検察庁検事	2012年6月	(株)三井住友フィナンシャルグループ監査役
2005年4月	名古屋高等検察庁検事長		(株)三井住友銀行監査役
2006年6月	退官		
2006年7月	弁護士登録	2015年6月	K Y B(株)取締役(現任)
2007年6月	当社取締役(現任)	2017年5月	J. フロント リテイリング(株)取締役
2007年9月	J. フロント リテイリング(株)監査役	2017年6月	(株)三井住友銀行監査役

重要な兼職の状況

弁護士
K Y B(株)取締役

社外取締役候補者とした理由

鶴田六郎氏は、法曹界で重い役職を果たされた経験及び当社における社外取締役としての実績から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

略歴、当社における地位及び担当

1968年4月	日本銀行入行	1998年8月	同社代表取締役社長
1990年5月	同行松山支店長	2001年4月	セントラル短資(株)代表取締役社長
1992年4月	同行大阪支店副支店長		
1994年10月	同行審査局次長	2007年6月	同社代表取締役会長
1996年5月	同行発券局長	2013年3月	金融広報中央委員会会長
1997年8月	山根短資(株)専務取締役	2016年6月	当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

社外取締役候補者とした理由

本家正隆氏は、日本銀行及び金融業界で重い役職を果たされた経験及び経営者としての経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 9

かとう とし ひさ
加藤 敏久

再任

社外

独立

生年月日

1953年11月25日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

12/12回

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	味の素(株)入社	2010年10月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部素材・用途開発研究所長
1996年 7月	同社中央研究所専任部長		
1998年 7月	同社本社研究開発部専任部長		
2000年 7月	同社東海工場第一製造部長	2011年 7月	同社常務執行役員研究統括補佐 オープンイノベーション担当 兼知的財産部担当
2005年 4月	同社ファイン・医薬工業化センター長		
2006年 7月	同社東海事業所長	2013年 7月	同社常務執行役員イノベーション研究所長
2007年 7月	同社執行役員東海事業所長		
2009年 7月	同社執行役員バイオ・ファイン事業本部AOC班長	2017年 7月	同社アドバイザー
		2019年 6月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由

加藤敏久氏は、事業会社で長く役職を果たされた経験及び経営に携わられた経験から、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏は、社外取締役候補者です。3氏は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。
3. 当社は、社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏とは損害賠償責任を限定する契約を締結しており、3氏を選任いただいた場合は契約を継続する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

第4号議案

監査役2名選任の件

当社の監査役は定款で上限を5名と定めておりますが、加藤浩氏及び尾崎眞二氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りです。

候補者番号

1

かとう
加藤

ひろし
浩

再任

生年月日

1958年10月26日

所有する当社の株式数

1,000株

在任年数

4年

取締役会出席状況

15/15回

監査役会出席状況

17/17回

略歴、当社における地位

1981年4月	(株)富士銀行入行	2011年6月	(株)ファルテック社外監査役
2005年4月	(株)みずほコーポレート銀行札幌営業部長	2012年6月	同社取締役兼常務執行役員兼経営管理センター長
2007年4月	同行財務・主計グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー・ヒューマンリソースマネジメント部審議役	2014年4月	同社取締役兼常務執行役員兼経営管理センター長兼購買センター長
2009年4月	同行バンコク支店長	2016年6月	当社常勤監査役(現任)

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

加藤浩氏は当社監査役としての実績及び当社グループ会社における企業経営の実績から、引き続き監査役候補者となりました。

候補者番号 **2**

※
よ ね か わ
米川
たかし
孝

新任

社外

独立

生年月日

1958年6月5日

所有する当社の株式数

1,000株

略歴、当社における地位

1982年4月	安田火災海上保険(株)入社	2014年9月	損害保険ジャパン日本興亜(株)常務執行役員
2007年4月	(株)損害保険ジャパン金融法人開発部長	2016年4月	同社取締役常務執行役員関西第一本部長
2009年6月	同社金融法人部長	2018年4月	同社専務執行役員関西第一本部長
2012年4月	同社執行役員金融法人部長	2020年4月	損害保険ジャパン(株)副社長執行役員(現任)
2013年4月	同社執行役員企業商品業務部長 日本興亜損害保険(株)執行役員企業商品業務部長		
2014年4月	(株)損害保険ジャパン常務執行役員 日本興亜損害保険(株)常務執行役員		

重要な兼職の状況

損害保険ジャパン(株)副社長執行役員

社外監査役候補者とした理由

米川孝氏は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者です。
3. 候補者米川孝氏は、社外監査役候補者です。選任をいただいた場合は当社の独立役員として東京証券取引所に届出をする予定です。
4. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更となりました。
5. 当社は、社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、米川孝氏が選任いただいた場合は損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。契約内容の概要は下記のとおりです。
- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

ご参考

第3・4号議案が承認されたのちの経営体制（予定）

氏名	地位	特に専門性を発揮できる分野						指名報酬委員会	
		企業経営	財務・ファイナンス	製造・技術・IT	営業	グローバル	法務・リスク管理		
すえひろ 末廣 博	代表取締役 会長兼CEO	●	●			●		●	再任
ぎし 岸 雅伸	代表取締役 社長兼COO	●		●	●				再任
とみた 富田 健一	代表取締役 取締役会議長	●	●			●	●		再任
やの 矢野 和美	取締役 専務執行役員	●		●					再任
からさわ 唐澤 武彦	取締役 常務執行役員		●			●			再任
い 伊井 明彦	取締役 常務執行役員				●	●			再任
つるた 鶴田 六郎	取締役						●	●	再任 社外 独立
ほんけ 本家 正隆	取締役	●	●				●	●	再任 社外 独立
かとう 加藤 敏久	取締役			●		●	●	●	再任 社外 独立
かとう 加藤 浩	常勤監査役		●			●	●		再任
すけがわ 助川 豊	常勤監査役		●	●			●		社外 独立
あるが 有賀 義和	常勤監査役				●	●	●		
にながわ 蝸川 欽也	監査役	●	●				●		社外 独立
よねかわ 米川 孝	監査役		●		●		●		新任 社外 独立

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取り巻く経営環境は、国内においては、自然災害や消費税増税などが影響して個人消費、設備投資ともに減少しました。海外においては、米中貿易摩擦や地政学リスク等により、米国・欧州・アセアン地域の景気が減速に転じ、中国においても景気後退が見られました。また、年度末には、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、経済活動が制限され、経営環境に与える影響が大きくなってきております。

② 業界の状況

当社グループが主として関連する自動車業界においては、国内、米国、インド、アセアン等の新興国は、自動車販売台数が前年比減少に転じ、中国についても2期連続で前年度を下回る厳しい環境でありました。

③ 企業集団の状況

こうした経営環境のもと、当連結会計年度の売上高は、中国、北米の二大市場の減速等により7.3%減少いたしました。利益面は、継続的な原価低減活動の推進や経費圧縮などを実行いたしました。売上高の減少に伴う操業度減や新技術の量産立上げコストなどにより、営業利益、経常利益とも減少いたしました。親会社株主に帰属する当期純利益は、以上に加え海外拠点の留保利益に係る繰延税金負債を計上したことにより、減少いたしました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次の表のとおりであります。

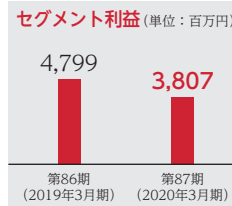
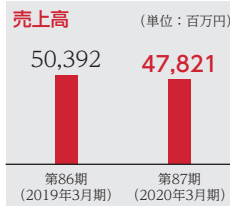
	第86期 (2019年3月期)	第87期 (2020年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	192,619	178,530	▲ 14,088	7.3%減
営業利益	18,309	13,923	▲ 4,386	24.0%減
経常利益	21,765	16,400	▲ 5,364	24.6%減
親会社株主に帰属する当期純利益	11,515	7,318	▲ 4,197	36.4%減

セグメントの業績概況は、次のとおりであります。

< T P Rグループ（除くファルテックグループ） >

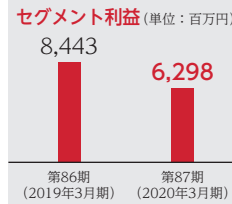
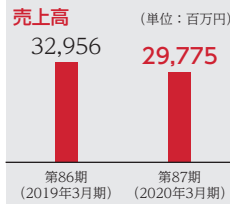
日本
売上高
47,821 百万円
 (前連結会計年度比5.1%減)
セグメント利益
3,807 百万円
 (前連結会計年度比20.7%減)

日本は、売上高は478億21百万円で、消費税の影響で自動車販売台数が減少したことなどにより前年同期に比べて25億70百万円の減収となりました。セグメント利益は38億7百万円で、売上高の減少に伴う操業度減や新技術の量産立上げコストなどにより、前年同期に比べて9億92百万円の減益となりました。



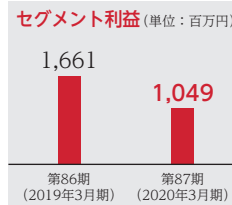
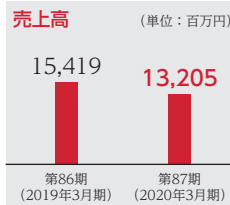
アジア
売上高
29,775 百万円
 (前連結会計年度比9.7%減)
セグメント利益
6,298 百万円
 (前連結会計年度比25.4%減)

アジア地域は、売上高は297億75百万円で、米中貿易摩擦に伴う中国市場の減速や販売単価の下落などにより、前年同期に比べて31億81百万円の減収となりました。セグメント利益は62億98百万円で、売上高の減少に伴う操業度減などにより、前年同期に比べて21億44百万円の減益となりました。



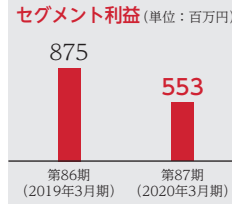
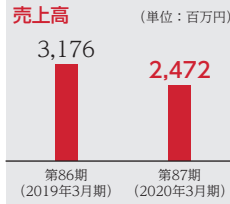
北米
売上高
13,205 百万円
 (前連結会計年度比14.4%減)
セグメント利益
1,049 百万円
 (前連結会計年度比36.8%減)

北米地域は、売上高は132億5百万円で、乗用車を中心とした自動車販売台数の減少などにより、前年同期に比べて22億13百万円の減収となりました。セグメント利益は10億49百万円で、売上高の減少に伴う操業度減などにより、前年同期に比べて6億11百万円の減益となりました。



その他地域
売上高
2,472 百万円
 (前連結会計年度比22.2%減)
セグメント利益
553 百万円
 (前連結会計年度比36.7%減)

その他地域は、売上高は24億72百万円で、前年同期に比べて7億4百万円の減収となりました。セグメント利益は5億53百万円で、前年同期に比べて3億21百万円の減益となりました。



<ファルテックグループ>

**ファルテック
グループ**

売上高

85,254 百万円

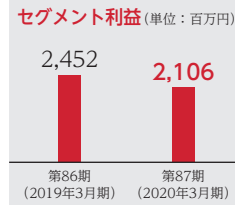
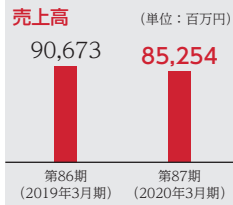
(前連結会計年度比6.0%減)

セグメント利益

2,106 百万円

(前連結会計年度比14.1%減)

売上高は852億54百万円で、グローバルでお客様生産台数減の影響を受けたことにより、前年同期に比べて54億19百万円の減収となりました。セグメント利益は21億6百万円で、海外の売上高減少に伴う利益減や英国子会社の費用増、子会社を新規連結化したことなどにより、前年同期に比べて3億46百万円の減益となりました。



(2) 設備投資の状況

設備投資は、グローバルでの商品提供の最適化、最高品質の追求、革新的な生産合理化および競争力強化のための投資を戦略的に行っており、当期においては144億26百万円の連結設備投資を実施しました。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 合理化設備の拡充（日本拠点・北米拠点・アジア拠点）
- ・ ピストンリング、シリンダライナの生産能力の拡充（日本拠点、アジア拠点）
- ・ 自動車部品事業の生産設備・工具の拡充（ファルテックグループ）
- ・ 研究開発設備の拡充（日本拠点、ファルテックグループ）

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

- ・ 合理化設備の拡充（日本拠点）
- ・ ピストンリング、焼結製品の生産能力の拡充（日本拠点・アジア拠点）

③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失

- ・ ファルテックグループ藤沢倉庫の売却

(3) 資金調達の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済停滞局面等を想定し、当社グループの資金調達の安全性を高めるため、当社が金融機関と締結している特別当座借越契約により、臨時的にリスク対応資金として60億円の借入れを実行いたしました。なお、現時点において当社グループにおける新型コロナウイルスの影響による多額の資金需要は発生しておりません。

(4) 対処すべき課題

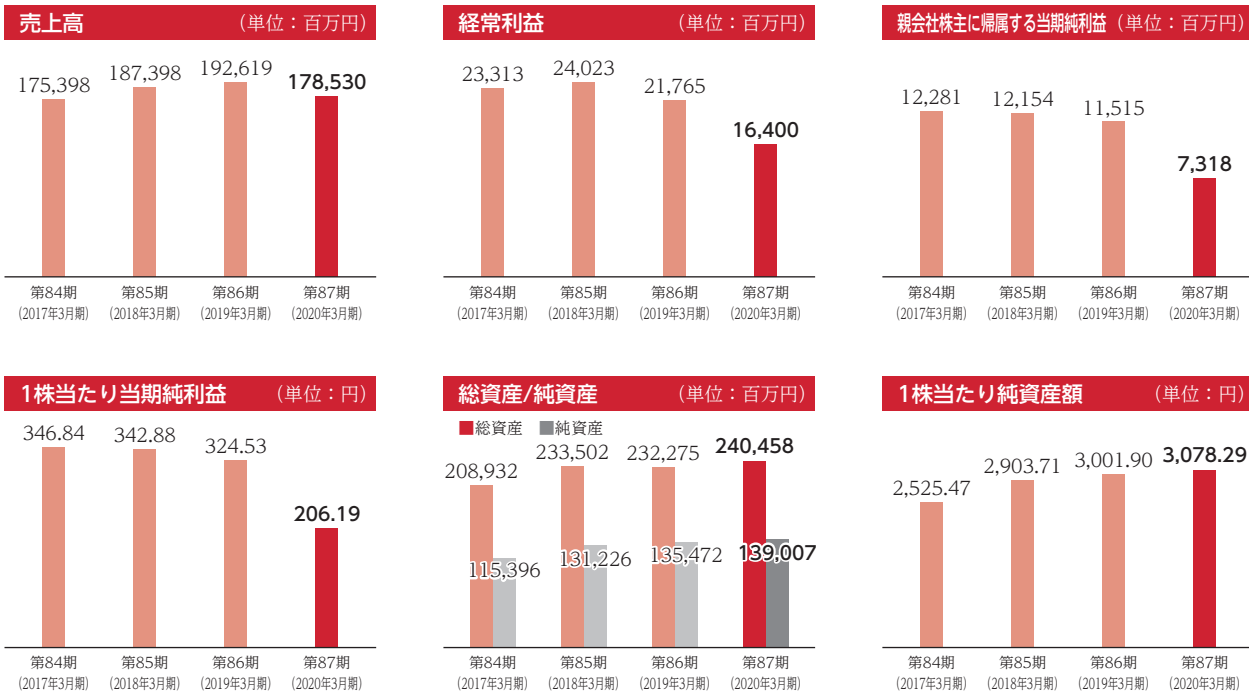
20中期経営計画（以下、20中計）の2年目に当る当連結会計年度につきましては計画対比、売上高及び営業利益、経常利益ともに、20中計目標を達成することができませんでした。米中貿易摩擦の激化などによる中国経済の低迷やこれまで比較的堅調であったインド・東南アジアの減速に加え、年末にかけて日本や米国の景気が停滞するなど、世界経済全体で不透明な状況が続きました。このため、世界の自動車生産台数も前年比減少となり、20中計予想比では世界で10%減、中国では19%減と大幅な乖離を余儀なくされました。さらに年度末からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響により、世界経済が急速に悪化しております。当社グループとしましては、20中計目標との著しい乖離が見込まれる状況下において、20中計の基本コンセプトは維持しつつ、足元の事業環境の変化を織り込んで必要な見直しを行い、持続可能な成長レベルを再設定するため、本年4月からの4ヶ年計画として「23中計」をスタートすることと致しました。初年度となる2020年度においては新型コロナウイルス感染拡大の影響など大変厳しい経営環境が続きますが、各国政府による新型コロナウイルス感染拡大防止の方針に従い、時差勤務やテレワークを実施するなど適切に対処してまいります。その上で、連結経営成績への影響を最小限に抑えるべく、操業の調整ならびに役員報酬の減額や経費削減、設備投資の見直しや投資時期の変更などを実施して、23中計の骨子である下記を中心とした課題に積極的に取り組んでまいります。

- ① **パワートレイン商品の圧倒的な競争力（性能・品質・コスト）の実現**
- ② **新事業の積極展開加速による新たな成長領域の拡大**
- ③ **グループ経営への本格シフト（安全・環境・経営管理）及びSDGsへの貢献**
- ④ **上記を支えるグローバル人材の確保・育成と働き甲斐のある職場づくり**

また、国内外のグループ各社を対象に引き続きコンプライアンス体制の拡充を図り、グループ・ガバナンスの強化を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解と、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移



	第84期 (2017年3月期)	第85期 (2018年3月期)	第86期 (2019年3月期)	第87期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円) 175,398	187,398	192,619	178,530
経常利益	(百万円) 23,313	24,023	21,765	16,400
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円) 12,281	12,154	11,515	7,318
1株当たり当期純利益	(円) 346.84	342.88	324.53	206.19
総資産	(百万円) 208,932	233,502	232,275	240,458
純資産	(百万円) 115,396	131,226	135,472	139,007
1株当たり純資産額	(円) 2,525.47	2,903.71	3,001.90	3,078.29

(6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TPR工業(株)	205百万円	100.0%	シリンダライナの製造
TPR商事(株)	90百万円	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、遠赤外線機器等の販売
TPRトータルサービス(株)	65百万円	100.0%	建設業、産廃収集業、介護事業、コンビニ事業
TPRプリメック(株)	10百万円	100.0%	ピストンリングの製造
TPR熱学(株)	90百万円	100.0%	遠赤外線機器等の製造
TPRアルテック(株)	100百万円	100.0%	アルミ製品の製造
TPREK特殊金属(株)	75百万円	100.0%	電極用銅合金の製造及び販売
TPRサンライト(株)	60百万円	99.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
TPRエンブラ(株)	100百万円	100.0%	工業用プラスチック製品の製造及び販売
TPRノブカワ(株)	50百万円	100.0%	産業用ゴム部品の製造及び販売
TPRノブカワ商事(株)	50百万円	※ 80.0%	産業用ゴム部品の販売
TPRアメリカ社	300千米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナーズ社	43百万米ドル	※ 54.0%	シリンダライナの製造及び販売
ユナイテッド ピストンリング社	21百万米ドル	※ 93.2%	ピストンリングの製造
TPR フェデラル・モーグル テネシー社	20百万米ドル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
TPRブラジル社	79百万リアル	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売
TPRヨーロッパ社	250千ユーロ	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
フェデラル・モーグル テーピライナ ヨーロッパ社	9百万リラ	50.0%	シリンダライナの製造及び販売
TPRアジアセールス(タイランド)社	8百万バーツ	49.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P.T. TPR セールス インドネシア	39,423百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
P.T. TPRインドネシア	359,236百万ルピア	※ 100.0%	ピストンリングの製造
TPRベトナム社	26百万米ドル	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
TPRオートパーツMFG. インディア社	1,320百万ルピー	※ 100.0%	シリンダライナの製造及び販売

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯粉末冶金有限公司	94百万元	50.1%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売
安慶帝伯格茨缸套有限公司	205百万元	41.7%	シリンダライナの製造及び販売
南京帝伯熱学有限公司	5百万元	60.0%	温度調節弁等の製造及び販売
帝伯三徠拓橡塑製品(上海)有限公司	12百万元	※ 100.0%	産業用ゴムシール部品等の製造及び販売
帝伯愛爾(天津)企業管理有限公司	12百万元	100.0%	ピストンリング、シリンダライナ等の販売
安慶安帝技益精機有限公司	24百万元	60.0%	機械の設計、施工及び販売
(株)ファルテック	2,291百万円	55.5%	自動車外装部品、自動車用品の製造及び販売
(株)アルティア	350百万円	※ 100.0%	自動車検査・整備機器等の製造及び販売
(株)北九州ファルテック	450百万円	※ 96.7%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック アメリカ社	1百万米ドル	※ 100.0%	自動車外装部品・自動車純正用品の製造及び販売
ファルテック ヨーロッパ社	59百万ポンド	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
広東発爾特克汽車用品有限公司	20百万元	※ 70.0%	自動車純正用品の製造及び販売
佛山発爾特克汽車零部件有限公司	163百万元	※ 100.0%	自動車外装部品の製造及び販売
ファルテック SRG グローバル(タイランド)社	662百万バーツ	※ 80.0%	自動車外装部品の製造及び販売
湖北発爾特克汽車零部件有限公司	110百万元	※ 51.0%	自動車外装部品の製造及び販売

(注) 1. 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

2. (株)北九州ファルテックは、重要性が増したため、重要な子会社の範囲に含めております。

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
安慶帝伯格茨活塞環有限公司	347百万元	35.7%	ピストンリングの製造及び販売
フェデラル・モーグル テーピーヨーロッパ社	33百万ユーロ	※ 33.3%	ピストンリングの製造及び販売
Y & T パワーテック社	9,000百万ウォン	40.0%	シリンダライナ、焼結製バルブシート・バルブガイドの製造及び販売
フェデラル・モーグル T P R (インドニア) 社	100百万ルピー	40.0%	ピストンリングの製造及び販売
柳伯安麗活塞環有限公司	89百万元	35.0%	ピストンリングの製造及び販売
輝門環新(安慶)粉末冶金有限公司	100百万元	20.0%	焼結製バルブシート・バルブガイド等の製造及び販売

(注) 議決権比率の欄の※印は、当社の子会社による所有を含む比率で表示しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、主としてピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、自動車外装部品、自動車純正用品、自動車関連機器等の製造販売を行っており、そのほかアルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等の製造販売の事業活動を展開しております。

		事業区分	主要製品
TPR グループ	TPRグループ (除くファルテックグループ)	日本	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、アルミ製品、工業用プラスチック製品、産業用ゴム部品等
		アジア	ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート、温度調節弁、産業用ゴムシール部品等
		北米	ピストンリング、シリンダライナ等
		その他地域	ピストンリング、シリンダライナ等
	ファルテックグループ	自動車外装部品：ラジエターグリル、ミリ波レーダーカバー、ウィンドウモール等 自動車純正用品：リモコンエンジンスターター、ルーフレール等 自動車関連機器：自動車検査・整備用機器等	

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
営業所	東京、浜松、名古屋、大阪、広島
工場	長野県 岡谷市、岐阜県 可児市

② 重要な子会社

重要な子会社の情報は、「1. 企業集団の現況に関する事項 (6) 重要な親会社、子会社及び関連会社の状況 ② 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減
6,923 (1,017) 名	248名減 (59名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社及び連結子会社の就業員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
770 (171) 名	12名増 (13名増)	43.3歳	20.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	12,462
農林中央金庫	4,791
株式会社八十二銀行	4,498
株式会社横浜銀行	4,254
株式会社三井住友銀行	4,113

2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 36,100,099株
 (自己株式 519,757株を含む)
 (3) 株主数 8,239名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
明治安田生命保険相互会社	2,395	6.73
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,293	6.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	2,002	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 信託口	1,852	5.20
株式会社みずほ銀行	1,518	4.26
トヨタ自動車株式会社	1,370	3.85
ヒューリック株式会社	1,231	3.46
東京建物株式会社	933	2.62
T P R取引先持株会	898	2.52
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINS IC OPPORTUNITIES FUND	825	2.31

(注) 1. 出資比率は自己株式 (519,757株) を控除して計算しております。(小数点第3位以下切捨て)

2. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に商号変更となりました。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社会社役員の保有する新株予約権 (職務執行の対価として交付したもの) の状況

・目的となる株式の種類

普通株式 (新株予約権1個につき 100株)

・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数 (個)	目的である株式の数 (株)	保有者数 (人)
取締役 (社外取締役を 除く)	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ~2025年3月31日	240	24,000	5
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ~2026年3月31日	240	24,000	5

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等 (職務執行の対価として交付したもの) の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

① 当事業年度末日における、当社執行役員 (非会社役員) 等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

- ・目的となる株式の種類
普通株式 (新株予約権 1 個につき 100株)

	回次 (行使価額)	行使期間	新株予約権の数 (個)	目的である株式の数 (株)	保有者数 (人)
執行役員	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ~2025年3月31日	280	28,000	12
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ~2026年3月31日	340	34,000	14
元役員	第14回 (3,362円)	2017年7月1日 ~2025年3月31日	640	64,000	12
	第15回 (2,806円)	2018年7月1日 ~2026年3月31日	700	70,000	12

② 当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	末 廣 博	(株)ファルテック取締役会長
代表取締役社長兼COO	岸 雅 伸	(株)ファルテック取締役
代表取締役取締役会議長	富 田 健 一	
取締役専務執行役員	矢 野 和 美	生産部門担当 (リング、ライナ、焼結)
取締役常務執行役員	唐 澤 武 彦	海外事業部門担当
取締役常務執行役員	伊 井 明 彦	営業部門担当
取締役	鶴 田 六 郎	弁護士 K Y B(株)取締役
取締役	本 家 正 隆	
取締役	加 藤 敏 久	
常勤監査役	加 藤 浩	
常勤監査役	助 川 豊	
常勤監査役	有 賀 義 和	
監査役	尾 崎 眞 二	損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問 オートビジネスサービス(株)代表取締役社長 片倉工業(株)監査役
監査役	蜷 川 欽 也	

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏は、社外取締役です。
 2. 監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏は、社外監査役です。
 3. 2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、伊井明彦氏及び加藤敏久氏は取締役に、また有賀義和氏は監査役に、それぞれ新たに選任され就任いたしました。
 4. 2019年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって、山岡秀夫氏、小松良幸氏及び吉江博彦氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
 5. 当社は、取締役鶴田六郎氏、本家正隆氏及び加藤敏久氏並びに監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
 6. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日付で損害保険ジャパン株式会社に変更となりました。
 7. 当社と社外取締役及び社外監査役(常勤監査役の助川豊氏を除く)との間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役	12	304
監査役	5	59
合計 (うち社外役員)	17 (6)	364 (47)

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。
2. 2011年6月29日開催の第78回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において、取締役の報酬等の総額は年額400百万円以内、うち社外取締役分は年額70百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、並びに2014年6月27日開催の第81回定時株主総会において、監査役の報酬等の総額は、年額70百万円以内とそれぞれ決議いただいております。
3. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上した51百万円（取締役10名に対し51百万円、うち社外役員2名に対し0.25百万円）
 - ・株式報酬制度として計上した株式給付引当金繰入額26百万円（取締役8名）
- この株式報酬制度につきましては、2017年6月29日開催の第84回定時株主総会において、取締役報酬額の内枠で決議をいただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年6月27日開催の第86回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金138百万円（取締役5名に対し138百万円、うち社外取締役2名に対し7百万円）を支払うことが確定しております。

なお、上記金額には、上記①及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金138百万円が充当されております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・監査役尾崎眞二氏は、オートビジネスサービス(株)の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鶴田六郎氏は、K Y B(株)の社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。
- ・監査役尾崎眞二氏は、片倉工業(株)の社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当する事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

- 取締役会及び監査役会への出席状況
(開催回数 取締役会15回、監査役会17回)

	取締役会		監査役会	
	出席回数 (回)	出席率 (%)	出席回数 (回)	出席率 (%)
取締役 鶴田 六郎	15	100	—	—
取締役 本家 正隆	13	87	—	—
取締役 加藤 敏久	12	100	—	—
監査役 助川 豊	15	100	17	100
監査役 尾崎 眞二	15	100	17	100
監査役 蜷川 欽也	15	100	17	100

(注)：取締役加藤敏久氏の出席率は、2019年6月27日就任後の取締役会開催12回が対象です

- 取締役会及び監査役会における発言状況
 取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。
 取締役本家正隆氏は、長年にわたる日本銀行及び金融業界経験を生かした意見発言を行っております。
 取締役加藤敏久氏は、長年にわたる事業会社での経験を生かした意見発言を行っております。
 監査役助川豊氏、尾崎眞二氏及び蜷川欽也氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき意見発言を行っております。

⑤ 当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	53
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	133

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があった場合、若しくは監査品質等の観点から適正な監査を図る必要がある場合において、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、これを株主総会に付議することといたします。

また、監査役会は会計監査人が職務上の義務違反、任務懈怠等により職務の執行に支障があると認められ、解任が妥当と判断した場合は、株主総会を開催せずに監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

TPR企業理念のもと、「内部統制システム整備に関する基本方針」を制定するとともに、会長兼CEO直轄のグループ・ガバナンス統轄室を設置し、業務の適切性の確保と、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図っております。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、法令違反等コンプライアンス懸念に関する内部通報体制として、弁護士事務所による社外受付窓口も備えたTPRグループ内部通報制度を導入しています。取締役会については「取締役会規程」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。更に当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「リスク管理規程」を定めています。

また、「TPR IT情報セキュリティ規程」に基づき、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効果的・効率的な意思決定を行うため、当社の経営に係る重要事項については、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議（以下、「経営会議」）において審議を行ったうえで、取締役会にて議案の決議を行っております。取締役会は月1回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

b. 業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な業務遂行が行われるようにしています。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、会長兼CEOを統括責任者として、経営会議メンバーで構成する「コンプライアンス委員会」を設置しております。そのうえで、各部室長を推進責任者としてコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。
- b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。
- c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。
- d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。
- e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての内部通報体制として、コンプライアンス統括部署、外部弁護士、あるいは監査役を情報受領者とする通報システムを設置しています。また、通報者は通報したことを理由として不利益な取扱いを受けないこととしています。
- f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はグループ会社のコンプライアンス体制整備について「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めており、グループ会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてその職務執行状況をモニタリングするものとします。

⑧ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」を定めています。子会社各社は本規程に沿った体制を整備しています。

⑨ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の職務執行体制につき、子会社の事業、規模、当社グループ内における位置づけ等を勘案のうえ、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督しています。

また、子会社の経営に係る重要事項については、事前に当社経営会議において審議を行ったうえで、子会社の取締役会において執行を決定しています。子会社の取締役会は定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。

⑩ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社は「TPRグループコンプライアンス基本規程」に沿った体制を整備しており、当社が子会社のコンプライアンス活動の監督を行う体制としています。また、子会社の取締役等及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めております。

⑪ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- a. 監査役からの要請により、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者2名を任命しています。
- b. 当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・異動、評価等については、監査役の同意を得るものとしています。

⑫ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

経営に重要な影響を与えると予想される事項を会長兼CEO等に報告することを定めた「特記事項報告書運営要領」が制定されており、監査役にも報告されています。また、取締役及び使用人を通報者の範囲に含めた「TPRグループ内部通報規程」を定めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに監査役への通報も可能としています。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑬ 子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

前項に記載しております「特記事項報告書運営要領」に従い、子会社に関する事項も当社の監査役に報告されています。また、「TPRグループ内部通報規程」に従い、TPRグループ内部通報制度は子会社の取締役及び使用人も通報者の範囲に含めており、内部通報制度で得た情報は監査役へ伝えるとともに当社の監査役への通報も可能としています。前記にかかわらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役及び使用人に対して事業の報告を求めまたは業務及び財産の状況の調査をすることが出来ることとしています。

⑭ 前2項の報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社と子会社の取締役及び使用人が、監査役求めに応じて報告・調査に対応したことに対し、不利な取扱いを受けることはありません。また、当社と子会社の取締役及び使用人が、内部通報をした場合には「TPRグループ内部通報規程」に従い、通報したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しています。

⑮ 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針

当社監査役職務の執行に伴って生ずる費用については、監査役請求に基づき、職務遂行に支障が生じることのないよう、速やかに処理するものとしています。

⑯ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役との面談や社外取締役と意見交換する会合を持つとともに、監査室、グループ・ガバナンス統轄室、会計監査人及び子会社監査役と連携を保ち、監査役監査の実効性の確保に努めています。

⑰ 反社会的勢力との関係遮断及び排除するための体制

- a. 当社は、公共性ある企業の義務として反社会的勢力に対抗し、業務の公平性、健全性を維持するために、「TPRグループコンプライアンス基本規程」を制定し、断固たる態度で反社会的勢力を排除することとしています。
- b. 反社会的勢力対応部署を人事総務部とし、社内各部門への対応指示徹底及び社外各機関との密接な連絡により、反社会的勢力との関係遮断と排除を徹底しています。
- c. 詐称または代理等により反社会的勢力とは知らずに関係構築してしまった場合、判明した時点あるいは疑念が生じた時点で、社外各機関との密接な連絡により速やかに関係解消するものとしています。

⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- a. 関係会社を含め、内部監査部門が内部統制システムについて、独立的評価を実施します。
- b. 独立的評価の結果を踏まえて、社長が内部統制報告書を作成します。
- c. 内部統制報告書の内容について、外部監査人が監査し評価することで、信頼性の高い財務報告の作成に繋げるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

- ・当社は、コンプライアンス強化を図るべくグループ・ガバナンス統轄室を設置し、国内外のグループ各社を対象に会計処理に関わる不正など業務全般にわたる不正行為を未然に防ぎ、また、不正行為を早期に察知できる仕組みを構築してグループ・ガバナンスの強化を図っています。
- ・コンプライアンス委員会は2回開催し、当社及びグループ各社におけるコンプライアンス活動について審議するとともに、取締役会にコンプライアンス活動状況を報告いたしました。
- ・グループ共通の内部通報制度を拡充し、これまでの国内グループ会社に加えて独資の海外グループ会社に導入いたしました。また、この内部通報制度の運用状況等について、取締役会に報告いたしました。
- ・コンプライアンス教育・研修として、新任管理職、新入社員、海外赴任者へのコンプライアンス教育をその都度実施するとともに、グループ会社を含めてTPRグループ・コンプライアンス基本規程、不正会計、独禁法、個人情報等のテーマ研修を行いました。そのほか、社員へのコンプライアンス啓発として、社内報にコンプライアンス関連記事を2回掲載しました。

② リスク管理に関する取り組み

- ・当社は、「リスク管理委員会」を1回開催し、当社及びグループ各社における内部リスクの管理について審議するとともに、重要なリスク案件についてモニタリングしました。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性の向上に関する取り組み

- ・当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成され、社外監査役3名を含む全監査役も出席して15回取締役会を開催し、各議案についての審議及び業務執行状況の監督を実施しました。
- ・当社は、取締役会付議事項その他重要な業務執行を審議するため、経営会議を19回開催しました。

④ 企業集団における業務の適正性の向上に関する取り組み

- ・当社は、子会社の経営に関する重要事項について審議するため、経営会議を19回開催しました。
- ・当社は、子会社の取締役会に親会社の経営層を派遣し子会社の経営を管理・監督し、また、関係会社管理主管部署も取締役会に陪席して業務の適正性を確保しました。
- ・子会社発生のリスク情報の親会社への即時報告、月例報告等により、子会社と緊密に連携しました。
- ・「コンプライアンス委員会」を2回開催し、グループ各社におけるコンプライアンス状況について確認し指示を行いました。

- ・子会社のモニタリングにつきましては、監査役の監査報告、内部監査部門による監査結果及び当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人と情報を共有しました。

⑤ 監査役への報告及び監査の実効性確保等に関する取り組み

- ・当社の監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、17回開催し監査に関する重要事項について報告を受けるとともに協議・決議を行いました。
- ・社外監査役3名を含む全監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務の執行状況を把握したほか、会計監査人、取締役、各部署使用人から必要な報告、説明を受けました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

I. 基本方針

当社は、安定的かつ持続的な企業価値の向上を図ることが株主共同の利益に資するものと考えており、経営課題として日々その実現に努めています。

当社の株主の在り方について当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

したがって、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社取締役会が代替案を提案するための合理的に必要な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものもあり得ます。このように不適切な大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。

当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、

優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、

クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

1. 中長期経営戦略の策定

当社は20中計の基本コンセプトは維持しつつ、足元の事業環境の変化を織り込んで必要な見直しを行い、持続可能な成長レベルを再設定して、本年4月からの4ヶ年計画として「23中計」をスタートすることと致しました。

【目指す姿】

技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)

を基盤として、4本の柱を確立するTPRグループの実現

- 1の柱 パワトレ商品のダントツNo.1を追求
- 2の柱 新規事業の積極展開をスピードアップ
- 3の柱 安全・環境・防災の徹底
- 4の柱 働き甲斐のある職場づくり

【スローガン】

Inclusive, Ecological, Game-changing & Sustainable
Innovate & Expand / Globally & Speedily
(Let's IEGS² !)

【10の戦略】

1の柱 <u>パワトレ商品のダントツNo.1を追求</u> ①市場をリードするダントツ技術確立 ②最高品質の追求 ③革新的な生産合理化 ④最適生産・調達・物流の実現 ⑤拡販活動の積極展開 ⑦技能・技術移転の推進	2の柱 <u>新規事業の積極展開をスピードアップ</u> ⑤拡販活動の積極展開 ⑥変革の加速化 ・自前主義からの脱却 ・新事業開発Grの新設 ・多角化商品Grの選択と集中 ⑦技能・技術移転の推進
3の柱 <u>安全・環境・防災の徹底</u> ⑧企業グループ経営への本格的シフト ⑨グループ安全・環境・防災の徹底	4の柱 <u>働き甲斐のある職場づくり</u> ⑩人材育成・働き甲斐のある職場づくり

2. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に成長させてゆくためにはコーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠と考えておりますので、以下の体制整備に取り組んでいます。

当社は取締役会と監査役会を設置しています。

取締役の監督機能と業務執行を分離するために、会長兼CEOと社長兼COOをはじめとする執行役員制度を導入しております。

監査役会は、内部監査部門と連携をとり、また会計監査人と定期的な意見交換を実施して、適切、適正な監査を行うことでコーポレート・ガバナンスの充実を推進しています。

(1)取締役会

原則として毎月開催するほか、必要に応じ随時開催しています。内部統制強化、コンプライアンス遵守の実現をはじめ当社のコーポレート・ガバナンスの充実のため、独立社外取締役として法曹界出身の弁護士、金融業界及び製造業界出身者の3名を選任しています。

また、取締役会審議の効率化、活発化を目的に、常務執行役員以上の執行役員で構成される経営会議で重要案件について協議し、合意事項のみを取締役に上程することを原則としています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じ随時開催しています。

さらに、経営陣幹部の指名・報酬の透明性・客観性を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名報酬委員会を設置しております。委員会の構成は3名以上とし、過半数を独立社外取締役としています。

(2)監査役、内部監査、会計監査人

監査役は5名で、うち3名を専門的知見を持ち独立性の高い社外監査役とし、中立的、客観的な監査体制を確保しています。監査役は、監査役会の定める監査方針および分担に従い監査を実施しています。

社長直属の内部監査部門である監査室を設置し、業務執行に係る監査を実施しています。監査室は、監査役と定期的に情報交換の会合を開催し、連携をとっています。また、監査役の職務を補助する使用人として、2名の監査役スタッフ(兼務)を配置しています。

これらの体制により、当社のコーポレート・ガバナンスは十分に機能していると判断しております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

① 本プラン導入の目的

上記Ⅰ. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、高値で株式を関係者に引き取らせることが目的など、予め当社が定める5つの基準に該当し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会を設置しました。

④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、2007年2月8日に当社取締役会の決議をもって同日より発効し、2007年6月28日に開催された第74回定時株主総会において承認いただきました。その後、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会において内容一部変更のうえ継続承認いただいて、2022年6月開催予定の定時株主総会終結時までの有効期限で継続しております。

Ⅳ. 本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表し、2018年6月1日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっています。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。2007年6月28日開催の第74回定時株主総会、2010年6月25日開催の第77回定時株主総会、2013年6月27日開催の第80回定時株主総会、2016年6月29日開催の第83回定時株主総会及び2019年6月27日開催の第86回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

また、大規模買付行為がなされた場合の対応につきまして、独立委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けた場合において、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切と判断するときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為がなされた場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	119,590
現金及び預金	47,193
受取手形及び売掛金	42,581
商品及び製品	11,410
仕掛品	4,468
原材料及び貯蔵品	7,938
その他	6,094
貸倒引当金	△96
固定資産	120,867
有形固定資産	73,614
建物及び構築物	23,249
機械装置及び運搬具	30,073
土地	8,833
リース資産	1,045
建設仮勘定	6,448
その他	3,963
無形固定資産	2,521
のれん	489
その他	2,032
投資その他の資産	44,731
投資有価証券	23,410
長期貸付金	183
出資金	11,946
退職給付に係る資産	4,794
繰延税金資産	2,890
その他	1,677
貸倒引当金	△172
資産合計	240,458

負債の部	
科目	金額
流動負債	70,100
支払手形及び買掛金	15,972
電子記録債務	8,420
短期借入金	30,524
リース債務	979
未払法人税等	1,295
賞与引当金	2,421
その他	10,486
固定負債	31,350
長期借入金	13,836
リース債務	1,557
繰延税金負債	6,801
退職給付に係る負債	6,953
役員退職慰労引当金	923
役員株式給付引当金	120
資産除去債務	199
その他	958
負債合計	101,450
純資産の部	
株主資本	101,329
資本金	4,758
資本剰余金	4,209
利益剰余金	93,437
自己株式	△1,075
その他の包括利益累計額	7,938
その他有価証券評価差額金	9,824
繰延ヘッジ損益	0
為替換算調整勘定	△1,048
退職給付に係る調整累計額	△838
新株予約権	147
非支配株主持分	29,591
純資産合計	139,007
負債・純資産合計	240,458

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		178,530
売上原価		137,975
売上総利益		40,555
販売費及び一般管理費		26,631
営業利益		13,923
営業外収益		
受取利息	437	
受取配当金	641	
持分法による投資利益	1,746	
その他	1,026	3,852
営業外費用		
支払利息	305	
為替差損	442	
貸倒引当金繰入額	117	
その他	511	1,375
経常利益		16,400
特別利益		
固定資産売却益	1,766	
新株予約権戻入益	13	
課徴金返還額	58	1,838
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産除却損	150	
投資有価証券評価損	23	
減損損失	819	
出資金評価損	300	
事業構造改善費用	447	
その他	165	1,912
税金等調整前当期純利益		16,326
法人税、住民税及び事業税	3,287	
法人税等調整額	1,945	5,233
当期純利益		11,093
非支配株主に帰属する当期純利益		3,775
親会社株主に帰属する当期純利益		7,318

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,758	4,209	88,412	△1,118	96,261
会社方針の変更による累積的影響額			△136		△136
会社方針の変更を反映した当期首残高	4,758	4,209	88,275	△1,118	96,124
当期変動額					
新株の発行					
剰余金の配当			△2,028		△2,028
親会社株主に帰属する当期純利益			7,318		7,318
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				43	43
連結子会社増加に伴う増減			△127		△127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,161	43	5,205
当期末残高	4,758	4,209	93,437	△1,075	101,329

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換 算定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	10,083	△0	12	162	10,258	161	28,791	135,472
会社方針の変更による累積的影響額								△136
会社方針の変更を反映した当期首残高	10,083	△0	12	162	10,258	161	28,791	135,336
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								△2,028
親会社株主に帰属する当期純利益								7,318
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								43
連結子会社増加に伴う増減								△127
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△259	0	△1,060	△1,000	△2,320	△13	799	△1,534
当期変動額合計	△259	0	△1,060	△1,000	△2,320	△13	799	3,670
当期末残高	9,824	0	△1,048	△838	7,938	147	29,591	139,007

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	
科目	金額
流動資産	33,504
現金及び預金	11,837
受取手形	62
売掛金	9,387
電子記録債権	1,337
商品及び製品	2,029
仕掛品	1,947
原材料及び貯蔵品	1,070
前払費用	85
関係会社短期貸付金	1,823
未取還付法人税等	1,132
その他	2,807
貸倒引当金	△16
固定資産	72,320
有形固定資産	14,189
建物	3,524
構築物	358
機械及び装置	6,279
車両及び運搬具	12
工具器具及び備品	692
土地	2,608
建設仮勘定	713
無形固定資産	281
のれん	4
設備利用権	9
ソフトウェア	192
特許権	75
投資その他の資産	57,849
投資有価証券	18,162
関係会社株式	22,323
出資金	216
関係会社出資金	11,968
従業員長期貸付金	10
前払年金費用	4,628
長期前払費用	30
その他	517
貸倒引当金	△7
資産合計	105,824

負債の部	
科目	金額
流動負債	21,979
買掛金	2,078
電子記録債務	1,385
短期借入金	15,592
未払金	658
未払費用	534
前受金	4
預り金	205
賞与引当金	822
その他	697
固定負債	10,387
長期借入金	5,391
役員退職慰労引当金	868
役員株式給付引当金	120
資産除去債務	48
繰延税金負債	3,951
その他	7
負債合計	32,366
純資産の部	
株主資本	64,362
資本金	4,758
資本剰余金	4,147
資本準備金	3,860
その他資本剰余金	286
利益剰余金	56,532
利益準備金	418
その他利益剰余金	56,114
固定資産圧縮積立金	190
別途積立金	51,648
繰越利益剰余金	4,275
自己株式	△1,075
評価・換算差額等	8,947
その他有価証券評価差額金	8,947
新株予約権	147
純資産合計	73,458
負債・純資産合計	105,824

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		46,486
売上原価		35,208
売上総利益		11,278
販売費及び一般管理費		8,612
営業利益		2,665
営業外収益		
受取利息	20	
受取配当金	7,012	
経営指導料	211	
その他	369	
		7,613
営業外費用		
支払利息	57	
為替差損	317	
貸倒引当金繰入額	16	
その他	51	
		442
経常利益		9,836
特別利益		
固定資産売却益	13	
新株予約権戻入益	13	
その他	0	
		26
特別損失		
関係会社株式評価損	5,381	
固定資産除却損	23	
減損損失	196	
その他	175	
		5,776
税引前当期純利益		4,086
法人税、住民税及び事業税	445	
法人税等調整額	488	
当期純利益		3,152

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金				利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		準備	本金	その 余	他 本 金	資 剰 余 金 計	利 準 備	益 金	固定資産 圧縮積立金	その 他 別 途 積立金			繰越利益 剰余金
当期首残高	4,758	3,860	286		4,147	418		192	46,248	8,549	55,408	△1,118	63,195
当期変動額													
新株の発行													
固定資産圧縮積立金の取崩								△1		1	-		-
別途積立金									5,400	△5,400	-		-
自己株式の取得												△0	△0
自己株式の処分												43	43
剰余金の配当										△2,028	△2,028		△2,028
当期純利益										3,152	3,152		3,152
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	△1	5,400	△4,273	1,124	43		1,167
当期末残高	4,758	3,860	286		4,147	418	190	51,648	4,275	56,532	△1,075		64,362

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9,220	9,220	161	72,576
当期変動額				
新株の発行				
固定資産圧縮積立金の取崩				-
別途積立金				-
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				43
剰余金の配当				△2,028
当期純利益				3,152
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△272	△272	△13	△286
当期変動額合計	△272	△272	△13	881
当期末残高	8,947	8,947	147	73,458

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

T P R 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日置 重樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 一彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T P R 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T P R 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

T P R 株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	日置 重樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 一彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T P R 株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 結算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

T P R 株式会社 監査役会

常勤監査役 加藤 浩 ㊟

常勤監査役
(社外監査役) 助川 豊 ㊟

常勤監査役 有賀 義和 ㊟

監査役
(社外監査役) 尾崎 眞二 ㊟

監査役
(社外監査役) 蛭川 欽也 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

新丸の内センタービル10階 当社 本社会議室
 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号 TEL (03) 5293-2811

交通

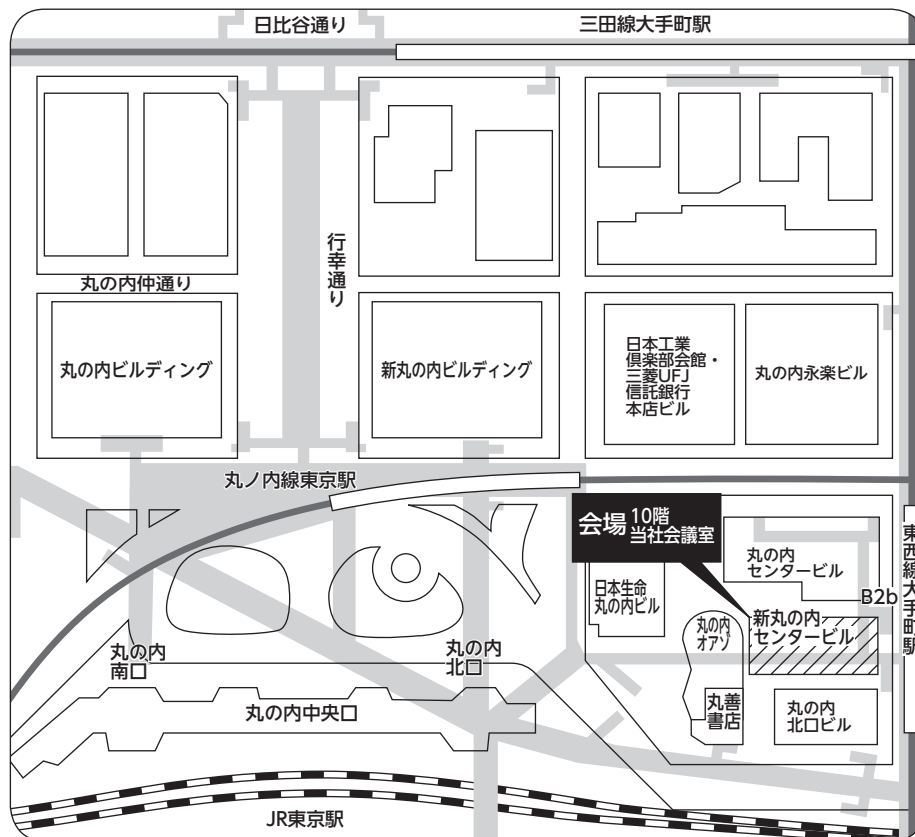
J R | **A** 東京駅 | 丸の内北口より徒歩3分
 地下鉄 | **B** 大手町駅 | オアゾ直結口(B2b)より徒歩1分

出発地点から株主総会会場までスマホがご案内します。



スマートフォンでQRコードを読み取りください。目的地入力は不要です！

(色塗り部分は地下通路です)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。